

構造計算適合性判定の業務を委任した指定構造計算適合性判定機関 一覧 (兵庫県)

令和 7 年 4 月 30 日現在

指定番号	兵庫県構第 1 号	兵庫県構第 2 号
名称	財団法人兵庫県住宅建築総合センター	一般財団法人日本建築センター
住所	神戸市中央区小野柄通 7 丁目 1 番 1 号	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 9 番地
業務を行う事務所の名称	財団法人兵庫県住宅建築総合センター 構造計算適合性判定センター	一般財団法人日本建築センター 大阪事務所
業務を行う事務所の所在地	神戸市中央区小野柄通 7 丁目 1 番 1 号	大阪府中央区本町一丁目 4 番 8 号
指定等の期間	令和 4 年 6 月 20 日から 5 年間	令和 2 年 6 月 1 日から 5 年間 (国土交通大臣指定) 平成 19 年 6 月 20 日から委任
判定対象建築物	建築基準法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第 18 条第 4 項の構造計算適合性判定の全部	建築基準法第 6 条の 3 第 1 項及び同法第 18 条第 4 項の構造計算適合性判定のうち、延べ面積 10,000 平方メートルを超える建築物及び知事が委任した他の指定構造計算適合性判定機関で判定できない建築物の構造計算適合性判定